

## 山形県個人情報保護運営審議会における調査審議について

山形県個人情報保護運営審議会では、個人情報保護制度の運用に関して、実施機関等からの諮問に応じて調査審議・答申を行います。

例 個人情報の本人収集の原則の例外に関する事項

個人情報の利用及び提供の制限の例外に関する事項 など

また、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する調査審議を行います。

### ○ 実施機関からの諮問に応じた調査審議

(山形県個人情報保護条例)

第 26 条 第 5 条第 2 項第 9 号及び第 3 項第 3 号並びに第 6 条第 1 項第 8 号の規定による実施機関の諮問に応じて、調査審議させるため、山形県個人情報保護運営審議会（以下「県審議会」という。）及び山形県議会個人情報保護運営審議会（以下「議会審議会」という。）を置く。

### ※ 実施機関

山形県個人情報保護条例により個人情報保護制度を実施する機関

(山形県個人情報保護条例)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (2) 実施機関

知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、企業管理者、病院事業管理者及び県が設立団体である地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

### ○ 調査審議する事項

#### 1 本人収集の原則の例外に関する事項

山形県個人情報保護条例第 5 条第 2 項第 9 号

実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) ～ (8) 略

(9) 前各号に掲げる場合のほか、山形県個人情報保護運営審議会（議会にあっては、山形県議会個人情報保護運営審議会。次項第 3 号及び次条第 1 項第 8 号において同じ。）の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため相当の理由があると実施機関が認めるとき。

#### 2 センシティブ情報の収集制限の例外に関する事項

山形県個人情報保護条例第 5 条第 3 項第 3 号

実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはならない。ただし、次

の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) ～ (2) 略

(3) 山形県個人情報保護運営審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき。

### 3 利用及び提供の制限の例外に関する事項

山形県個人情報保護条例第6条第1項第8号

実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、山形県個人情報保護運営審議会の意見を聴いた上で、個人情報を利用し、又は提供することに公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

### ○ 答申

- ・ 調査審議の後、実施機関に対し審議会の意見を答申。
- ・ 答申により例外的な取扱いが認められる個人情報の取扱事務を類型事項として整理。

(別添) 過去の答申・類型事項

以上